

高圧ガス設備等における 耐震基準等の見直しについて

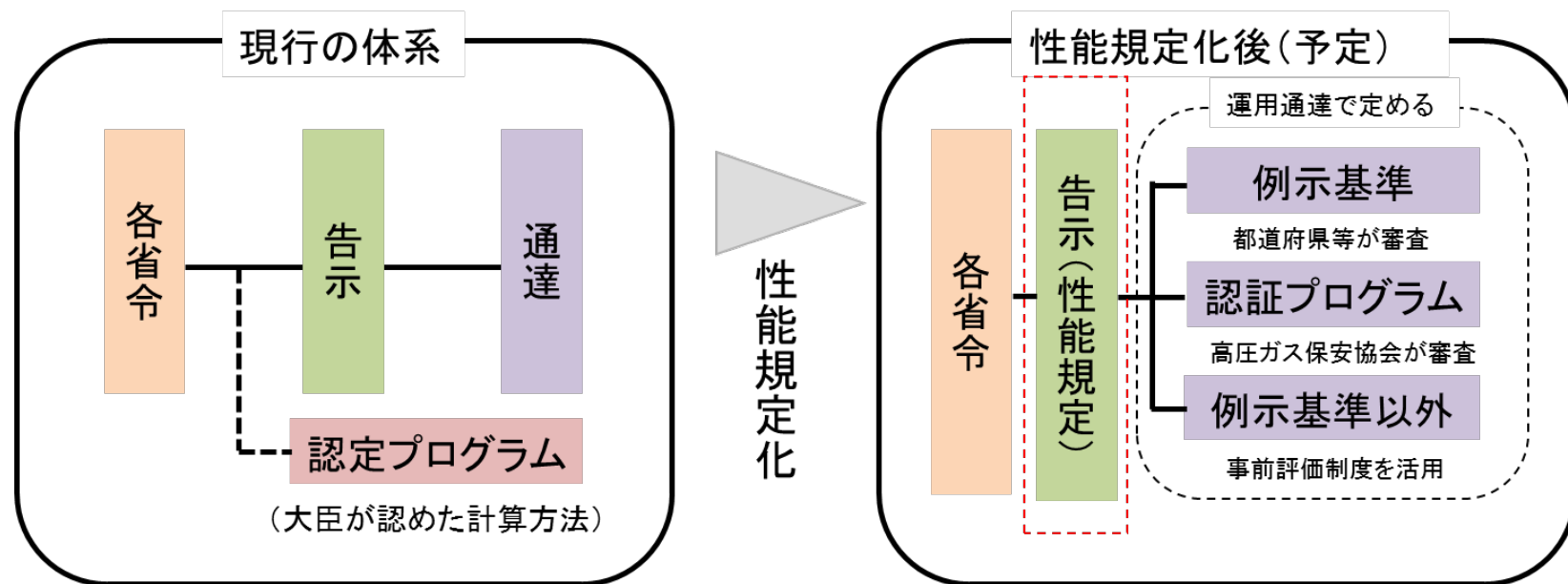
平成30年11月1日

経済産業省 産業保安グループ^o

高圧ガス保安室

1 耐震基準の性能規定化（最新の知見・技術の取り込み）

- 現在、高圧ガス設備等は高さや処理能力等に応じた耐震設計が義務付けられ、耐震性能の評価方法等は具体的に告示で定められている。
- 東日本大震災以降、最新の知見に基づく地震の規模想定や被害想定は個別の地域によって異なっており、耐震基準は地域ごとの画一的な基準から、設備設置場所ごとの個別の基準への対応が求められている。
- よって、今後最新の知見を柔軟に取り入れることができるように性能規定化を行う。
(省令等改正 平成30年11月公布予定 平成31年9月施行予定)



- **設備設置場所の適切な基準の活用**を可能とし、硬直的な耐震基準を解消。
- 新たな知見、新技術の導入が可能となり**耐震性能に関する技術力の向上**を促進。